

**「指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護」
重要事項説明書（利用料金表）**

令和7年4月1日改定

グループホームあさくら

月額利用料金の目安：対象となる介護度の A) と B) を合わせた料金となります

A) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位：介護報酬単位)

項目 / 介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	749	753	788	812	828	845
② サービス提供体制強化加算 I	22	22	22	22	22	22
③ 医療連携体制加算 I(ハ)	-	37	37	37	37	37
日額単位小計 (①+②+③)	771	812	847	871	887	904
④ 月額単位小計 (30日で計算した場合)	23,130	24,360	25,410	26,130	26,610	27,120
⑤ 介護職員等処遇改善加算 I ④×18.6%	4,302	4,531	4,726	4,860	4,949	5,044
⑥ 介護保険給付対象合計 ④+⑤	27,432	28,891	30,136	30,990	31,559	32,164
⑦ 地域区分換算額(円) ⑦×10.14	¥278,160	¥292,954	¥305,579	¥314,238	¥320,008	¥326,142
A)介護費用自己負担額(1割)	¥27,816	¥29,296	¥30,558	¥31,424	¥32,001	¥32,615
A)介護費用自己負担額(2割)	¥55,632	¥58,591	¥61,116	¥62,848	¥64,002	¥65,229
A)介護費用自己負担額(3割)	¥83,448	¥87,887	¥91,674	¥94,272	¥96,003	¥97,843

① 短期利用認知症対応型共同生活介護のご利用の場合、基本単位は以下の通りとなります。(30日を限度)

項目 / 介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
短期利用認知症対応型共同生活介護Ⅱ	777	781	817	841	858	874

- ② サービス提供体制強化加算 I：介護職員のうち介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の場合
- ③ 医療連携体制加算 Iハ：24時間連絡体制が整い、看護師による日常的な健康管理や医療機関との連絡・調整が行われ、重度化した場合の看取りの指針を整備されている場合に算定。
- ⑤ 介護職員等処遇改善加算 I：介護職員の処遇改善、職場環境・研修体制・賃金形態が整備され、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置される施設で算定。所定単位(小計④)に18.6%を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)
- ⑦ 福井市の地域区分は7級地です。(1単位=10.14円で計算、小数点以下切り捨て、支給限度額管理対象外)

★その他の加算（介護保険給付対象、該当する場合に算定）

サービスの種類	料金	備考	
初期加算 (30日限度)	30単位/日	新入居および30日超入院後に退院し再入居から30日間算定。	
入院時費用 (月6日限度)	246単位/日	入院時に所定単位に代えて算定。	
協力医療機関連携加算	①100単位/月 ②40単位/月	①急変時に相談・診療を行う体制を確保している協力医療機関と連携し、情報共有のため定期的な会議を開催している場合。	
医療連携体制加算Ⅱ	5単位/日	医療連携体制加算Ⅰを算定し、前3月間において特定の医療行為等が必要な状態の入居者を受入している場合に算定。	
退居時情報提供加算 (1回限り)	250単位/回	医療機関への退居者について、当該医療機関に対し当該入居者の生活支援上の留意点等の情報を提供した場合に算定。	
栄養管理体制加算	30単位/月	管理栄養士が介護職員等へ栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上実施する場合。	
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	歯科医師又は指示を受けた歯科衛生士が介護職員へ口腔ケアに係る技術的助言・指導を月1回以上実施する場合。	
口腔・栄養スクリーニング加算 (6ヶ月に1回限度)	20単位/回	口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理を行うことにより口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算。	
認知症専門ケア加算	I 3単位/日 II 4単位/日	日常生活自立度Ⅲ以上の入居者が1/2以上、特定の研修修了者を配置し、計画的な研修を実施する場合。(Ⅲa以上の方に算定)	
認知症チームケア推進加算 (R6.4～新設)	I	150単位/月	(I)Ⅱに加え、認知症介護に係る専門的な研修修了者を配置する場合。
	II	120単位/月	(II)日常生活自立度Ⅱ以上の方が1/2以上で、対象者に対し個別に認知症の行動・心理症状の評価・測定、カンファレンスの定期的な開催、計画の作成・見直し等を行い、チームケアを実施している場合。
生産性向上推進体制加算 (R6.4～新設)	I	100単位/月	(I)Ⅱに加え、複数のテクノロジーを導入し、関連する取組によりⅡのデータの成果が認められている場合。(II)見守り機器等のテクノロジーを導入し、利用者の安全・サービスの質の確保・職員負担軽減を図る委員会を開催、業務改善を行い、効果のデータ提供を行う場合。
	II	10単位/月	
科学的介護推進体制加算	40単位/月	入居者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出している場合に算定。	
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	医師により回復の見込がないと診断された方で、当施設の提供する看取り介護サービスを希望し同意頂ける方に対する費用。
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	
	死亡日の前日及び前々日	680単位/日	
	死亡日	1,280単位/日	

※これらの加算対象の方は月額単位小計に加算され、処遇改善加算対象となります。

B) 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

項目	月額(30日換算)	1日あたり	備考
食事費	¥36,000	¥1,200	朝食250円、昼食500円、夕食450円
居住費	¥60,000	¥2,000	入院・外泊時にも必要となります
B) 介護給付対象外費用	¥96,000	¥3,200	

※入院・外泊中の居住費は、他の利用者が短期利用等に居室を使用した場合、料金はかかりません。